

# シンポジウム

## 暮らせる賃金と生業を自治体がつくる

コーディネータ：中村和雄（弁護士）  
シンポジスト：岡田知弘（京都橘大学教授）  
中澤秀一（静岡県立大学短期大学部准教授）  
賃金・暮らし実態アンケート報告：馬場紘平（共産党府議会議員団）

**コーディネータ（中村弁護士）** 公契約条例の今の京都市の現状と変えていくべきところ、そして、最低賃金についても京都市として中小企業に対するさまざまな独自の支援策について報告をいたしました。シンポジウムでは中澤先生、岡田先生を交えてこれから具体的な政策についてみなさんと考えていきたいと思っています。

最初に中澤さんから、働く仲間の賃金を引き上げ、最低賃金を引き上げることは非常に重要だと思いますが、最低賃金はどういう役割を持つのか、そして最低賃金はどうやって決められているのか、もっと引き上げるためにどうしたらいいのか、少し説明をいただければと思っています。よろしくをお願いします。

**中澤先生** みなさん、こんばんは。ただ今ご紹介いただきました静岡県立大学の中澤です。京都のみなさんには2018年に生計費調査をやったときに協力いただきました。最低賃金に関して生計費と絡めてお話をいたします。

「最低賃金は何なのか」ということでは、今、中村先生もお話の中にも出てきましたが、最下限を決めるというものです。

労働基準法では最低賃金の賃金がどういうものかというのは、「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものではなければならない」と書いてありますが、賃金の決定水準については明記されていません。

それが書いてあるのは、最低賃金法第9条、第二章 地域別最低賃金（地域別最低賃金の原則として、「2、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金ならびに通常の事業の賃金に支払い能力を考慮して定めなければならない」という三要素がありますが、実際のところはどうかということです。

最低賃金の目的は、最低賃金法第1条に、「この法律は賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」とあります。

今までの最低賃金は「国民経済の健全な発展に寄与する」ということが重要視されがちで、労働者の生計費、とくに被扶養者である女性、学生などの賃金が軽視されてきました。

最低賃金の現状として、最低賃金額の決定方式はどうかということところです。簡単に説明すると毎年7月から8月にかけて、国の機関である中央最低賃金審議会から47地方の最低賃金審議会に対し、金額改定のための引き上げ額の目安額を提示します。目安額が提示されると京都であれば京都地方最低賃金審議会で審議会のメンバーが目安額について話し合い、今年はいくら上げるかを決

定するわけです。

審議会のメンバーは労使の代表に加えて、公益代表（弁護士、研究者）の三者同数の構成で、賃金実態調査結果など各種統計資料を参考に審議し決めています。

その議論の場に出される資料は、「賃金改定状況調査」「標準生計費」「春闘妥結状況」（連合、経団連）、消費者物価指数、売上高、経常利益率、「全国企業短期経済観測調査」、「中小企業景況調査」、完全失業率、有効求人倍率です。

ちなみに韓国の最賃委員会に提出されている資料は日本と似ている部分もありますが、未婚単身労働者の生計費の分析があり、それが活かされていますが、そういう資料は日本にはありません。

また、韓国では事業所の現場訪問を実施し、現場の状況もつぶさにみながら、最低賃金を勧告では決めています。日本は何をもとにしているかと言えば、「賃金改定状況調査」「標準生計費」の二つです。

2016年以降は関係ありませんが、2016年までは「賃金改定状況調査」と言い、30人未満の中小零細企業の労働者の賃上げ率、その中で第4表が重視されてきました。第4表はその都市の中小零細企業で働く労働者の賃上げ率を考慮し、その数字を活かして最低賃金を改定してきました。

もう1つあるのは、労働者の生計費に該当するものが「標準生計費」ですが、この「標準生計費」というのが、国の統計資料の一番たくさん支払っている金額を抜いて、そこを合算したものを「標準生計費」としています。

費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月）

費目	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費		31,020	39,320	50,360	61,390	72,430
住居関係費 (住居、光熱・水道、 家具・家事用品)		44,710	<b>79,300</b>	<b>63,280</b>	47,260	31,240
被服・履物費		5,780	3,990	6,240	8,490	10,740
雑費Ⅰ (保健医療、交通・ 通信、教育、教養娯 楽)		22,620	37,190	53,470	69,760	86,030
雑費Ⅱ (諸雑費、こづかい、 交際費、仕送り金)		10,350	19,130	22,740	26,340	29,950
計		114,480	<b>178,930</b>	196,090	213,240	230,390

費目別、世帯人員別標準生計費（令和5年4月）

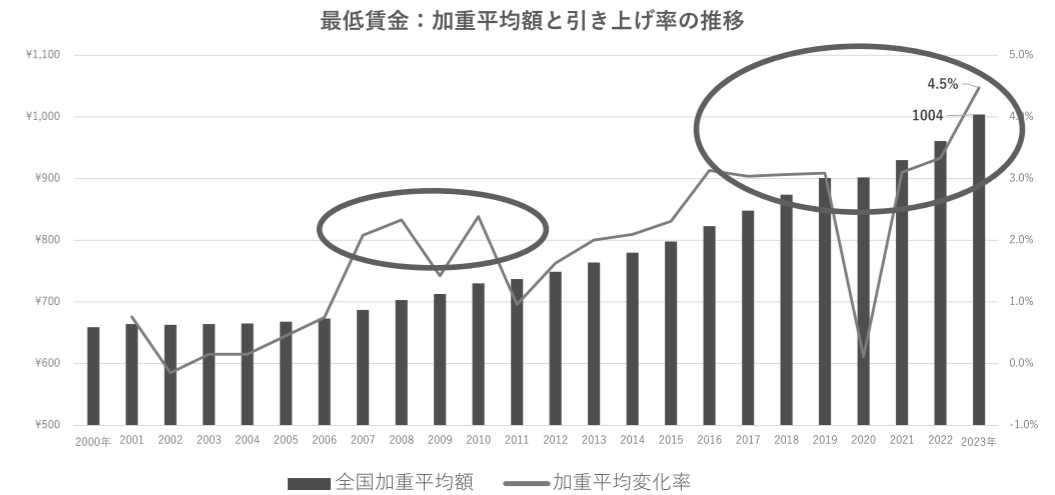
費目	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費		33,220	33,500	52,750	72,000	91,240
住居関係費		<b>46,640</b>	49,610	<b>45,080</b>	<b>40,550</b>	<b>36,020</b>
被服・履物費		5,760	3,920	6,340	8,760	11,180
雑費Ⅰ		24,830	<b>25,830</b>	49,460	73,090	96,720
雑費Ⅱ		10,460	<b>12,220</b>	16,990	21,770	26,540
計		120,910	125,080	170,620	216,170	261,700

上図の右は人事院が公表した令和5年「標準生計費」です。また、各都道府県でごとに出ていますが、この金額が果たして標準と言えるものなのかということです。

1人世帯で12万910円、2人世帯約12万5080円、3人世帯17万620円です。税金・社会保険料は抜きですが、これで本当に標準と言えるのか、低いのではないかという問題です。

上図の左側は去年の「標準生計費」ですが、1年違いで2人世帯の住居関係費が7万9300円、3人世帯は6万3280円で、今年のものと比較すると金額が大きく違います。年によって変動しているというのは、算出の仕方がおかしいと言えます。これを人事院に「どうやって算出しているのですか？」と聞くと、「統計法で秘匿する事項なので言えない」と言われました。ブラックボックスに入ってしまう、これが労働者の生計費として使われていた資料です。こんな信憑性のない数字しか使われていません。

## 近年は、政治主導で最低賃金が引き上げられている



日本も、最低賃金が今、急激に上がってきていますが、2000年代に入ってから最低賃金がどれぐらい上がってきたかという加重平均額の引き上げ率の推移（上図）です。

2007年以降は最低賃金よりも生活保護費が高いという逆転現象があり、最低賃金を上げて生活保護より上回るように政策的な法改正があり、赤い囲みのところで最低賃金があげられました。

2016年以降は、安倍政権ができるだけすみやかに加重平均1000円を旨とする目標を立てました。その目標に沿って毎年3%ずつ引き上げられました。今年は4.5%と今までよりも高い引き上げ率ですが、これは岸田政権が1000円を意識して国民にアピールした引き上げと言えます。

コロナの時期は凍結しましたが、2016年以降はほとんど政治（政府）主導で最低賃金が上げられ、審議会の議論は関係ないという形です。

今の最低賃金は、結局、8時間フルタイムで働いても貧困状態です。京都の最低賃金は1008円になりましたが、フルタイムで働いても年収200万円というワーキングプアのラインです。東京がやっと超えている感じですが、貧困状態は解消されていません。

今年注目されていたのは、加重平均1000円をなんとか達成したわけですが、そのあと最低賃金の目標を出すのかというところは注目されていましたが、8月に岸田首相は、2030年代半ばまでに1500円をめざす、という目標を出してきました。

1500円という目標の根拠として、運動が1500円を訴え続けてきたことがあると思います。ただ問題なのは、2030年代半ばです。10数年かけて上げるということはあまりにも長すぎます。

世界を見れば1500円を超え、時給2000円が見えています。アメリカは連邦最賃は1087円ですが、州によって決められ、2000円のところもあります。

世界では2000円が視野に入っている中で、2030年代半ばに1500円をめざすという長いスパンでいいのかという問題と、中小企業の支援策には触れられていない。時給1000円でもワーキングプアであるもとの低すぎます。

最低賃金の役割の一つは最低賃金には労働者の生活保障や格差を是正する機能があり、「分配の適正さ」が求められる。8時間働けば普通に暮らせる、拡がりすぎた賃金の格差を縮めるということ。もう一つが労働と賃金の交換レートとしての適正な下限を定めるということで、仕事の価値に見合った賃金額の最低限を定めることです。

例えば今はありませんが、医療・福祉分野で特定（産業別）最賃をつくっていく必要があると思います。

最低賃金には社会保障と同じで、所得の再分配機能があります。所得の高い人と、低い人との格差をなるべく縮めるために国が介入するという機能があると思います。

2018年に京都でも生計費調査を実施しました。今まで5万人近いケースを集めて、そのうち一人暮らし若者は5000人ケースぐらい集めました。マーケットバスケット方式で1つ1つ積み上げていき生計費を出しました。

## 京都調査(2018年)の結果

都道府県名	京都府	
自治体名	京都市	
性別	25歳男性	25歳女性
最賃ランク	B	
消費支出	178,390	175,640
食費	44,441	35,347
住居費	41,667	41,667
水道・光熱	7,419	8,434
家具・家事用品	3,836	3,922
被服・履物	5,921	4,247
保健医療	1,137	2,733
交通・通信	18,612	18,612
教養・娯楽	27,510	27,531
その他	27,847	33,147
非消費支出	49,595	49,595
予備費	17,800	17,500
最低生計費 (月額)	税抜 196,190	税込 193,140
	税抜 245,785	税込 242,735
年額(税込)	2,949,420	2,912,820
月150時間換算	1,639	1,618
173.8時間換算	1,414	1,397

近年の物価上昇を考慮すると、さらに生計費は上昇していることが予測される

25歳の男性・女性の調査では、税込みで約24万円が普通の暮らしをするために必要という結果で、生計費を時給換算したときに1600円以上です。

この間、物価高騰でどんどん生計費が上昇することが予想されますが、そのへんのところが消費者物価指数を勘案して、他の調査も取り入れ、2023年10月京都の調査を改定した結果、最低生計費は税込み約26万円となりました。

若者が一人暮らしをするのに、税金、社会保険料込みで額面の金額で約26万円が必要で、手取りでは約21万円。これぐらいの金額が使えないと普通の暮らしができない。そのためには最低賃金は少なくとも1500円。人間的な労働時間を考えると1700円を超えます。もうこれぐらいのレベルにきています。今の1008円ではとても足りないことが明らかです。

調査結果を年収に換算すると約300万円。この金額は27の都道府県で実施したところ、ほぼ変わりがなく、最低賃金は全国一律にすべきだという結論にもなります。

今、少子化が問題になっていますが、一番重要なのは、家族形成ができる条件を整えることです。時給1500円となると人間らしい労働時間1800時間だと2人で540万ぐらいになります。

子育て世代の生計費、30代夫婦で子ども2人世帯では、年間580万ぐらいで、時給1500円の高額にかなり接近し、家族形成も、子育ても視野に入り社会が変わります。

「普通の生活」に月48万必要という京都総評の調査結果を発表したら、毎日新聞に取り上げられ、京都総評のHPがパンクしました。調査を実施し、エビデンスを提供することで政策を変えることにつながると思います。

## 京都市在住、30代の4人家族…「普通の生活」に月48万円必要 教育費と車の維持費重く

2019年12月19日付 毎日新聞

夫婦と子供2人の家族が京都市内で普通に暮らした場合、30代なら税、社会保障費込みで月48万6900円、40代は54万9800円、50代だと70万7500円が必要—

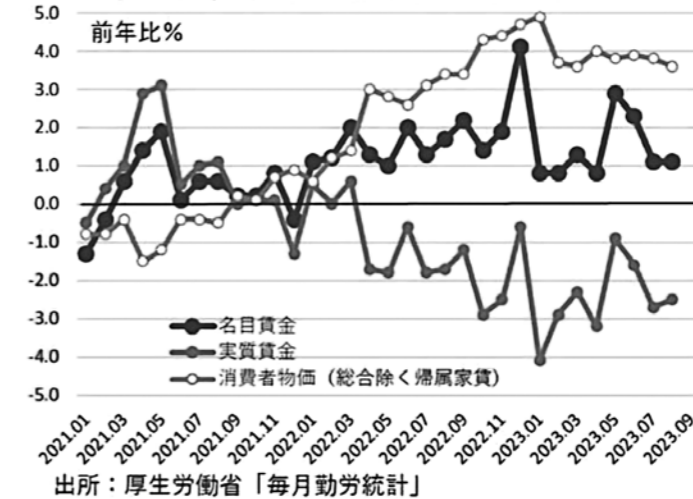
そんな調査結果を労組の京都総評が5日発表した。「非正規労働者にとって家族を持つことが不可能に近くなっている。賃金の底上げが不可欠だ」と警鐘を鳴らしている。

※X(旧Twitter)では#月48万円必要が日本のトレンドワードにランクイン

コーディネータ 岡田さん、最低賃金の引き上げ、公契約条例をつくり規制をしっかりとしていくことが、地域の経済の活性化との関係については、どういうつながりがあるのでしょうか。

岡田先生 今年の最賃審議会の結果も出ましたが、みなさんも感じられているようにものすごい勢いで第二次オイルショック以来の物価高騰です。下図(図表1)名目・実質賃金の上を走っているのが消費者物価指数です。賃金は上がっているように見えますが、物価を考えると右肩下がりという状況です。

(図表1) 名目・実質賃金の伸び率



コロナ禍に加えて、円安・物価高ということがかなり大きな影響を、働く人そして中小企業の経営に与え、そこにインボイス制度が実行されてしまったということです。

ここの局面において、最低賃金を引き上げ、経営を維持し、地域社会を持続させるという難問をどう解くかという問題が出てきます。

労働者は最低生活費を保障するような賃金がほしい。今の経営の状況からは出せない。そこで企業と労働者の対立となりやすいのですが、そこに割って入っているのが菅政権のときに重用されたアトキンソン氏です。

「日本の中小企業は多すぎるから半分にしろ。そうすれば生産性は上がるはずだ」というアト

キンソン氏の議論は大企業と中小企業、下請け関係を一切見ていないだけでなく、社会における小規模企業の役割も全く見ていません。大企業が中小企業のところ、下請けからものを安く買いあげて、利益をそこから吸収することが生産性を高めていく大きな要因の一つですが、こうしたことを全く無視した議論です。

そういうこと考えてきますと、解決の手段は今、中澤さんから社会保障の話が出ました。賃金が低いというところで、社会保険料がものすごく経営者にも、あるいは働く人たちもかかっている。これを軽減する方法がある。中小企業、小規模企業であれ（保険料を）軽減すれば支払い能力は確実につく。

そういう形で再分配を担っている組織が国と地方自治体です。ここの政策を変える。実は全国的に見ても、公契約条例や中小企業振興条例を活用してやっているところが生まれてきています。これを京都でも是非、実現してはどうか、ということが今日の話しの趣旨です。

地域経済の成り立ちとしては、京都府の企業の99.8%、従業員の74.4%が中小企業（『2016年経済センサス』）で圧倒的多数です。そういう中小企業が製造だけでなくサービス、医療、福祉などいろんな業種にまたがって存在しているから、私たちにお互いに生活ができています。

### 中小企業振興条例600超の自治体で制定。地域経済の活性化へ

地域経済をつくり維持する経済主体として、中小企業・業者、農家、協同組合、NPO、そして地方自治体もとても大きな役割を果たしています。とくに京都市は一般会計だけでなく、水道事業、交通局ですが、交通局は地下鉄をもち毎年大きな投資をしています。投資をしていることは、地域から雇用だけでなく、物とか建設工事を購入している。それを例えば東京や大阪の企業から購入した場合、京都に落ちるはずのお金がまわっていかない。地域の経済からみたら損失となり、こういうことがあるかをよく見ておく必要があります。そこで自覚した自治体から中小企業振興基本条例及び公契約条例を2000年代以降制定されています。

中小企業振興基本条例に関しては全国600超自治体で制定されています。都道府県レベルでは、京都府を除く46の都道府県で制定されています。京都府の場合は、がんばる中小企業に補助金とかを出す根拠条例にすぎませんし、大企業の役割規定もなく、中途半端と言えます。

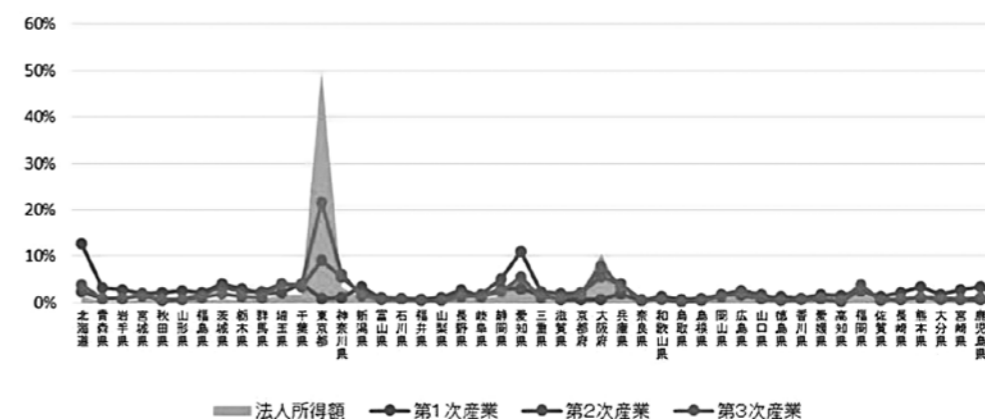
京都市は中小企業振興基本条例を制定していません。地域企業を振興するための条例を2019年に制定しています。ただ、この条例には京都に本社がある大企業もサポートされ、中小企業独自に支援するものを定めたものではありません。そういう意味では正しい意味での中小企業振興基本条例ではありません。

さらに、公契約条例に関しては賃金の最低限の金額を定めてはどうかという点では、京都の場合には理念条例にとどまり、賃金を上げるための力がない。そういう理念条例から本条例に切りかえていく自治体が生まれています。

地域経済を振興するためによく言われているのが大規模公共事業です。例えば、京都の場合はリニア新幹線、北陸新幹線を入れて企業誘致をすれば地域活性化すると今も言われています。1960年代から全国で行われましたが、ほとんど失敗に終わり、失敗した理由ははっきりとしています。京都でも平安遷都1200年記念事業で地下鉄もつくり、京都駅も新しくつくりましたが、地域の活性化につながらなかった。

見ていくと発注先の企業はほとんどが市外企業で、お金は使ったけど、全部外に流れ地域経済に影響を与えることがなかった。この仕組みを変えていく必要がある。

図 都道府県別にみた地域経済の不均等発展(2015年)  
(出所)内閣府「県民経済計算年報」2015年版、国税庁「法人税統計」2015年版。



この図表の中で東京に注目すると、例えば第三次産業でも生産額は22%しかシェアがありませんが、52%の法人所得が集中しています。どこから来ているかと言うと、海外の現地法人からの儲けが入りますが、京都にある東京本社の製造業の工場、銀行の支店、ゼネコンの支店、大型店、ホテルもそうで、外資系企業も含めてほとんどが東京本社です。ですから京都で稼いだとしても、所得が地域内に循環することはない。これを支えているのが最低賃金制度で、47都道府県が別々になっている。

企業は法律にもとづいて正規の支払いをやっていると言いますが、実際には同じ職種で働きながら、大企業の場合は違う賃金体系です。合法的に東京に所得を集中することができる仕組みが長年行われてきたことが大きな問題ですが、それを地域内に所得を循環させるために、中小企業振興基本条例、公契約条例で地元発注を強めていくための仕組みが大事なことであります。

地域を構成しているのは地元の中小企業が圧倒的です。そして、地方自治体も大きな財源をもっている。中小企業が毎年事業活動できるように維持していけば、当然、そこで雇用も毎年維持されます。そして地域社会を守っていく。災害時に例えば地域の消防団で活躍する人たち。あるいは地域の祭りを担っていく人たち。こころの元気をつくっていく人たちは京都市の場合は、ほとんどが地元中小企業の経営者やOB、OG、そして働いている人たちです。

こういう中小企業があってはじめて京都らしさが継続できる。そして、いざ災害となればそういう企業が地域でお互いに助け合う、あるいは復興のための主体になっていく。

こういうことは阪神淡路大震災以来、大きな災害被災地に私は何度も調査に入りましたが、ほぼ共通してみられます。

大きな企業に復興工事を発注しても、さきほどの大規模公共事業と同じで、復興事業の費用のほとんどが東京に集中していきだけで、地元の復興につながらない。

地方自治体には独自の役割があります。先ほど地域経済に占める地方自治体の役割はとても大きいという話をしました。

1つめは、地域経済をつくる主体として、京都市の場合是一般会計以外の公営事業会計も含めて全会計の毎年の投下額は、平均1兆1000億円です。

例えば直近の2020年の市内総生産は6兆2000億円で、これと対比したら6分の1です。これが

土木建設、物品購入、サービスで、これが公契約に基づく公共調達分野です。

これを地元中小企業に発注するか、あるいは外の企業に発注するかによって大きく違い、それが10年、20年と経つとずっと違ってきます。

そういうことを自治体は行政権限として条例や計画をつくり決めることができる、そういう法的権能があります。これをコントロールする一番重要な役割を、首長と議会がもっています。ここが決めればその方向に切りかえることができます。

その方向付けを最終的に決定するのは誰かと言えば主権者で、主権者の圧倒的多くが中小企業関係者です。圧倒的多数の利益のために公契約で地元に向けていく、賃金も引き上げていくというのは、多数の意見としてごく自然な方向です。

特定の企業に対して、特定の事業をまわすためにパーティー券等の献金も含めた黒いつながりによって決定するのではなくて、自然な流れの中で地域に財源をまわしていくことが今、とても必要な時代になってきていると言えます。

今はまだアベノミクスは完全に収束していませんが、ここで最低生活費を下回るような低賃金、低所得や、格差と貧困が広がっている最大の原因は、雇用者報酬が低い状況が続いていることにあります。

雇用者報酬とは現役の働く人たちが受け取る賃金、あるいは年金部分も含まれます。各国雇用者

	2010年	2015	2017	2018	2019	2020	2021
日本	2,861	2,153	2,426	2,548	2,632	2,654	2,630
	100	75.3%	84.8%	89.1%	92.0%	92.8%	91.9%
ドイツ	1,715	1,733	1,913	2,092	2,075	2,112	2,263
	100	101.1%	111.5%	122.0%	121.0%	123.1%	132.0%
フランス	1,379	1,266	1,355	1,454	1,391	1,365	1,518
	100	91.8%	98.3%	105.4%	100.9%	99.0%	110.1%
アメリカ	7,933	9,710	10,433	10,961	11,444	11,601	12,549
	100	122.4%	131.5%	138.2%	144.3%	146.2%	158.2%
イギリス	1,250	1,418	1,295	1,398	1,401	1,444	1,596
	100	113.4%	103.6%	111.8%	112.1%	115.5%	127.7%
韓国	486	663	729	789	784	793	868
	100	136.4%	150.0%	162.3%	161.3%	163.2%	178.6%

(資料) 労働政策研究・研究機構『データブック国際労働比較2023』

報酬の推移（ドルベース）をみると2010年が100として日本だけが100を割り込んだままです。これに1人あたりの実質賃金の傾向のグラフを重ねると全く同じです。韓国は178.6%です。

国際競争に打ち勝ちためということで、政府は非正規雇用を拡大する政策をとってきました。ドイツ、フランス、アメリカ、イギリスも国際競争をやっていますが、同時に賃金を増やす内需に力を入れ、全体としてのGDP（国内総生産）も増えているのです。

日本だけが賃金を減らして、企業の内部留保だけが aumentando。そして、株式をもっている人たちだけが豊かになっているという、とてもおかしな仕組みになってしまっている。これを切りかえていくことがとても大事なことです。

その際に税と社会保障の問題が大きい。税金の問題でいくと消費税の増税をこの間、2回やってしまいました。ドイツでは付加価値税を半減し、日本とはまったく違う方向です。

つまり、購買力を維持する方向で中小企業も支援するということですが、日本の場合は逆です。1992年度と2020年度の国税に占める法人税と消費税の比率を見ると、とんでもない逆転が起こり、法人税は25.1%が20.4%に減り、消費税は9.6%から33.1%と、国税の3分の1を占めるに至り大衆課税と言えます。

こういう形で大企業は税金を払うこともしなくなってきた。けども、もらうものはもらうということで、さまざまな還付金や研究開発減税をこの間、集中して中小企業を押しつけながら集めてきている。

2020年度、資本金規模別の法人税実質負担率は大企業で実質10.2%、連結の納税法人、大きな企業はグループ会社を持っていますが、ここはわずか4.7%です。

それに対して資本金1億円未満という区分で言えば、中小企業は19.4%です。これだけの大きな（税負担の）格差が広がってしまったのです。

2022年度の中小企業予算は合計1713億円、消費税の還付金はトヨタ一社で5276億円です。そして、研究開発の減税も入りますが、99%を超える企業に対してこれだけの手当しかやっていない。ここに多くの国民は怒るべきではないかと思う。

社会保障にかかわっても日本は先進国と比較すると公的負担比率が極めて低く、お金を出していません。

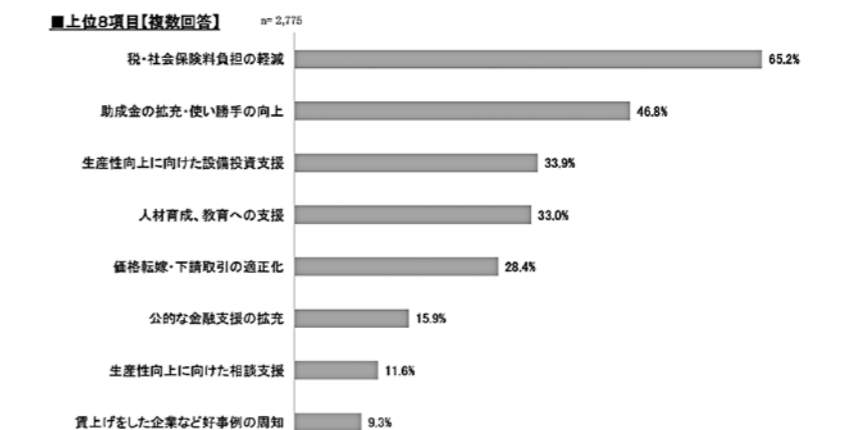
社会保障財源をつくるために、国民が実質負担をする比率がもっとも高いのです。ここが中小企業の問題としてしわ寄せがきています。

2015年に京都のある会社の社長の協力でデータをもらいました。

給与年額に占める所得税の比率はほぼ2%、ところが社会保険料の比率は会社と本人負担でなんと30.6%で、これが15年度以降毎年上がっている。従業員一人当たりの1ヶ月の保険料10万9376円（本人48%、会社52%負担）。この社長さんは社会保険料の高負担が賃上げを困難にしている。もしここに公的資金が入れば2万円の（賃金）引き上げは簡単にできる」と言われましたが、これはこの会社に限ったことではありません。

#### 4. 最低賃金引上げに対応するために必要と考える支援策

○最低賃金引上げに対応するために必要と考える支援策は、「税・社会保険料負担の軽減」が65.2%で最も多く、次いで「助成金の拡充・使い勝手の向上」が46.8%挙げられている。また、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成、教育への支援」、「価格転嫁・下請取引の適正化」との回答がそれぞれ3割程度あった。



2018年度に日本商工会議所と東京商工会議所が最低賃金引き上げに関わる調査を実施しました。「最低賃金引き上げに対応するために一番必要とする支援策は何か」ということで中小企業の方々が答えています。

「税・社会保険料負担の軽減」と3分の2の中小企業者が答えています。ところが日本商工会議所が政府に提言をする際には、これが消え、トップにきたのが「業務改善助成金」です。

まったく中小企業者の声を日本商工会議所、東京商工会議所すらみずに否定をしたのです。裏切り行為です。

日弁連による高知経営者協会へのヒアリング調査結果から（2023年3月）「一般的な中小企業者にとって法人税の減免はほとんど意味がないと思われる。そもそも、法人税を納税している事業所はそれほど多くない。一方で社会保険料の減免は、一番効果が大きいと思う」（『労働法律旬報』2038号、2023年8月下旬号）とあり、共通しています。

つまり、経営者の圧倒的多くが社会保険料の減免は賛同できることなのです。そういう方向に国の政策を変えていくことと、地方自治体の首長が社会保険料の減免の方向で動くように発言をしていく。そして、自治体でできることを工夫していくことが、今の局面でとても大事なことです。

ではどうしたらいいのかということですが、

岸田政権の支持率は低下し、とにかく支持率を上げたいということもあり、「コストカット型経済」の是正をすと言いだしていますが、賃金の引上げにかかわる中小企業支援策に関してほとんど従来と変わりません。その実行力は期待もできません。

中澤さんにも入っていただいている福祉国家構想研究会から、『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし』（大月書店）を出版しています。ここで私が書いている内容は、社会保険料に関してはヨーロッパ、あるいは韓国のように大企業や、富裕者にターゲットを絞り累進化していく。

逆に中小企業、小規模企業に関しては思い切った是正策をとって負担を軽減する。そして小規模企業に関しては国保財源への繰り入れ措置を行う。

そして消費税に関しては、消費税率の引き下げと法人税の累進課税強化が必要になってきます。

どれくらいの財源が必要かということですが、安倍政権下で減税措置とさまざまな優遇措置が行われ積みあがった企業の内部留保増加分への課税と優遇を廃止することで、年間16兆円が浮いてきます。つまり大企業はそれだけの支払い能力があり、過去最高の内部留保を昨年度（2022年度）も更新しています。

全労連の労働総研で木地先生が推計されていますが、最賃1500円を実現するための必要額は16.1兆円で、見事に一致します。つまり単年度だけの補助金ではなく、持続して確保できる可能性があります。そういうことと合せて全国一律最低賃金制度を導入する。そうすれば財源措置と、かつ保険料の軽減ができ、最賃引き上げの原資にすることで実現可能となるのではないかと思います。

最賃全国一元化議連の会長である自民党の江藤衆議院議員は大分県選出です。大分県は最賃が低いために若い人が福岡、東京に流出していくわけです。「経営も維持できない」というような商工会議所会員の悲鳴を聞いて、「地域経済持続のために全国一律でやるべきではないか」ということは誰しもが考えることです。決してイデオロギー的なものではありません。全国一律最低賃金制度を実現することは、多くの人が一致するであろうということです。

国や地方自治体が行財政権限を生かして、中小企業とその従業者に光を当ててもらいたい。その方法はいくつもあります。官公需法という法律が60年代に中小企業育成の政策としてできてい

て、京都にも官公需適格組合があります。建設土木関係、そして物品供給、各種技術サービス。非常に優れた技術サービスということで、中小企業が認定したところで契約を結ぶという、こういう法律をもっと活用すべきです。

そして、下請法、公正取引法の厳格な運用が必要です。とくにこの間の価格高騰の中で、中小企業は価格転嫁ができていないという状況が広がっています。これを公正取引委員会がいくつかのプログラムをもち、Gメンという職員を増やしていますが、ここをさらに強くし住民自身が監視をしていく。そうして価格転嫁を底上げしていくことが必要ではないかと思えます。違法の下請取引を根絶するというのも必要であります。

中小企業振興基本条例の活用です。京都市では「地域企業の持続的発展の推進に関する条例」が2019年施行されていますが、大企業、金融機関の役割規定も政策形成にかかわる企業体の設置も権限ありません。そして、施策の成果の発表も規定もなく、中小企業の育成を図るということも明記もされていない。

そういうところに対して条例の基本形は、地域づくりのために中小企業が主役になる必要がある。ここの系統的な育成を図るだけではなく、大企業の役割規定や、大学の役割、住民も中小企業に対して正しい認識をもつ必要があります。

子どもたちの教育でも、中小企業はどういうことをやっているかをしっかりと学んでもらう機会をつくってもらうことを、例えば京都の与謝野町は教育の役割という形で書いています。

これが基本形で、それに基づいてどれだけ中小企業対策が進行したのか。そのチェックをする機関として産業振興会議などがあり、受注機会の拡大も数字的にチェックしていく仕組みがありますが、これが京都市の場合ありません。

京都市よりもはるかに大きな政令市の横浜市、日本最大370万都市です。2010年に議員提案で中小企業振興基本条例ができました。第8条に「市長は毎年市会に中小企業振興に関する施策の実施状況を報告しなければならない」という規定です。

表10-6 横浜市の市内中小企業者への発注状況の推移（横浜市財政局 契約部契約締結分）

年度	工 事				物 品				委 託			
	市内中小企業 契約実績		契約実績		市内中小企業 契約実績		契約実績		市内中小企業 契約実績		契約実績	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2014	2,530 93.7%	97,825 76.2%	2,701 —	128,344 —	2,991 91.2%	4,578 77.0%	3,280 —	5,947 —	1,231 93.0%	8,793 80.2%	1,323 —	10,969 —
2015	2,493 94.8%	104,732 84.2%	2,630 —	124,322 —	2,955 91.6%	4,833 78.9%	3,227 —	6,127 —	1,250 94.5%	9,047 94.4%	1,323 —	9,586 —
2016	2,431 94.3%	109,328 79.8%	2,577 —	136,943 —	2,901 92.3%	4,816 82.4%	3,143 —	5,842 —	1,209 93.9%	9,221 93.1%	1,288 —	9,901 —
2017	2,471 94.9%	115,473 81.7%	2,605 —	141,391 —	2,900 93.9%	5,136 85.0%	3,089 —	6,043 —	1,244 95.2%	9,534 83.9%	1,307 —	11,363 —
2018	2,326 94.5%	117,328 86.0%	2,462 —	136,393 —	2,812 94.1%	4,867 83.3%	2,989 —	5,842 —	1,263 93.7%	11,859 94.0%	1,348 —	12,620 —

注：「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、経済産業省が行っている「官公需契約実績額の調査」と同様に、競争の余地がない「単独随意契約」及び中小企業者の参入の余地が少なく入札参加者を市内事業者に限定できない「大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）」を除いたもの。

中小企業振興条例に基づいて過去5年に工事発注、物品調達、委託サービス発注で地元中小企業にどれだけ発注したか、件数と金額をすべて公開しています（上図）。

しかもこれは横浜市財政局の契約締結分ですが、このあと区役所別に全部公開しています。自分たちの部署、あるいは区役所が地元中小企業にどれだけ貢献しているかを全部「見える化」しています。これに保守系の議員も賛成しています。

こういうことを市の担当者がキチッとやっということうことで、地域のところへどれだけ自分たちが貢献する仕事をしているのかということによって仕事を競っている。

こういう仕組みを条例・条項をつくることによって実現ができる。おそらく契約文書の量は京都市の三倍あると思いますが、それでもできます。地元中小企業かどうかをチェックする項目を一つつくるだけです。そういうものを進めていくことが必要です。

公契約条例については、2010年千葉県野田市で条例施行されました。建設省OBの市長が、日本ではじめてという言葉にとびつき、建設関係の発注から始めていきます。

野田市では建設関係の発注から始めていきますが、野田市の場合、労働報酬の下限額を設定し、罰則規定までつくりました。その後、罰則は難しいという条例が増えて、そのうちの1つが世田谷区です。

多くの条例の中身をみますと目的として「公共調達・公契約を通じて、調達を担う事業者の経営改善、従事する労働者・就業者の賃金・労働条件の改善、よりよい質をもった地域社会経済の実現、最終的に住民福祉の向上をはかる」という地方自治体の最大の責務を果たすことにしています。

京都市は、2015年に公契約基本条例を制定していますが、労働報酬下限額の設定はしていません。これをやったのが東京都世田谷区です。

保坂区長は世田谷区長になったときの条例を定めていく状況は、『公契約条例が開く地域の仕事と暮らし』という本の中で詳しく記述されています。

そこに条例をつくり、審議会をつくり、各業種別にどの業種を対象にするかを決めていって、毎年、毎年、金額を変え、その際には調査がしっかりとされています。そこに全労連系、連合系問わずいっしょになって多くの労働団体が関与し、共同の取り組みをして、場合によっては区長交渉までやっています。

また、公契約対象事業所以外への波及効果が広がってきています。というのは、「公契約でこれぐらいだ」と建設工事でわかると、他の事業所が民間の仕事をやっても、それが基準として市場価格を形成していくことにつながる。

もう一つ、区役所内部での同一労働分野への遡及が行われた。これは京都でも大きな問題である官製ワーキングプアの問題です。世田谷区でも学童、保育所等は直営と指定管理のところがあり、指定管理のところを公契約条例の対象にし、その際に近隣の保育園の保育士の市場価格と競争しています。そうすることで保育士等の人材を確保し、また、賃金の引き上げにつながります。

世田谷区長は「世田谷区直営にも適用する」ことを宣言します。そういう首長の姿勢があるからこそ、直営のところでの労働条件改善、賃金改善ができたと言えます。

もう一つは公契約条例と産業振興条例を一体的に運用しています。産業として建設業がある。首都直下型地震が発生したときに、重機を持った建設業者がどれだけいるかと言えば少ない。京都も同じだと思います。

いざというときに協力してもらう企業を、日常的に育成する必要があるという観点です。また印刷業は世田谷の重要な地場産業であり、これを支援する形で、とくに重視した産業振興の施策をとっています。

こういう形で世田谷区内で条例が活用され、それが隣り合っている杉並区にも波及しています。

杉並区は新しく岸本区長となり、公契約領域での業務の検証を開始しました。私は指定管理者制度の実態調査にかかわりました。区長は地域化と民主化をすすめ、契約更新のときに地域の企業に発注をしていく。そして経営に関してはできるだけ地域の住民の声を反映するようにしていく。働いている人たちの圧倒的多くが非正規の女性です。区民の福祉の増進を図るためには、雇用条件の改善こそが大事だということを言います。

そういうことを世田谷区と刺激をしながら実現してきているということで、やはり直営保育園の保育士の賃金を上げることにつなげていく。

この9月からは給食無償化、ある特別会計のところで住民が投票でもって参加型予算の仕組みを試験運用していく。そして気候区民会議をつくるなど、新しい提案を始めておられ、今非常に注目される首長であります。

最後になりますが、賃上げをして、そのときは経営にとって苦しい時期があるかもしれませんが、経済効果として戻ってきます。これも労働総研のところで計算しているところですが、賃金が上がると家計消費支出が増えてきます。それに刺激されて生産が増え、税収も増え、そして雇用も増えていくという好循環が期待できます。

最賃時給1500円にすると全国で約10.5兆円の粗付加価値が増えるという計算であります。実はこの中には都道府県別の推計もあります。

京都府でいきますと賃金部分で2077億円、家計消費が1980億円、残りの部分は貯金に回っていただくろう、という話です。

そして生産誘発が2284億円、税金が国税と地方税をわせて329億円、地方税が127億円増です。税収も増えていく効果がありますし、雇用がさらに1.6万人増えていく。こういうことができれば、長時間労働が消え、労災も止めることができます。

さらに結婚や家族をつくる余裕ができる。こういうことができる社会的効果も期待できます。

要するに公共としての地方自治体や国を誰のものにするか。私の物にしたいといっぱい権力欲のある人が今、テレビによく出てきています。そうではなく住民の元に取り戻すかどうか。これは自然法則ではなく、自分たちは行動して、そういう投票行動をする人を増やすとかできることです。そういうことが、いま私たちの眼前に現れてきているんじゃないかと思います。

**コーディネータ** ここから京都の実態をふまえて、みなさんと議論をしていきたいと思います。はじめに共産党の府会議員団で、この間、生活のアンケートをされていると馬場さんから報告いただきます。

## 賃金・暮らし実態アンケート報告：馬場紘平（共産党府議会議員団）

私からは京都府議会議員団でこの間、取り組んできました「賃金・暮らしの実態アンケート」のまとめを報告いたします。

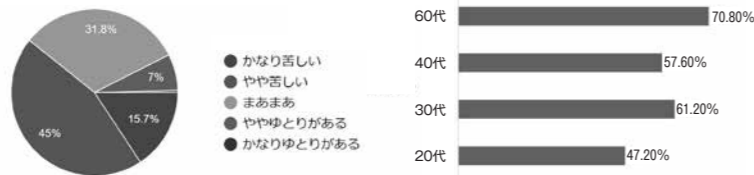
アンケート結果の概要ですが、アンケート実施期間は9月28日から11月2日まで計23回、丸々1ヵ月ほど取り組み、夕方の駅頭で19回、昼休みのビジネス街などで4回で、延べの参加は全議員、事務局、国政候補者や地域の方、それこそ飛び込みの方などもおられ195人で行いました。聞き取りの自由記入欄を重視した記述方式で行いました。比率は男性40.9%、女性51.2%、回答しない7.9%です。

年齢構成は60代以上が32.6%、50代21.5%、40代14.5%、30代10.7%、20代14%、10代6.6%と60代が多いのですが、20代から50代の現役世代が6割強の状況です。

その中で働き方も正規雇用33.1%、パートアルバイト27.7%、年金5.8%、非正規5.4%、フリーランス3.3%で、60代が32.6%ありますが、60代でも働かざるをえないという状況がおわかりになると思います。

### 深刻さを増す暮らしの実態①

・生活の実感について



- ・30代(61.2%)、40代(57.6%)、50代(70.8%)の働き盛りの層でより深刻に。
- ・非正規雇用(パート・アルバイト、派遣、嘱託など)は72.0%とより深刻。

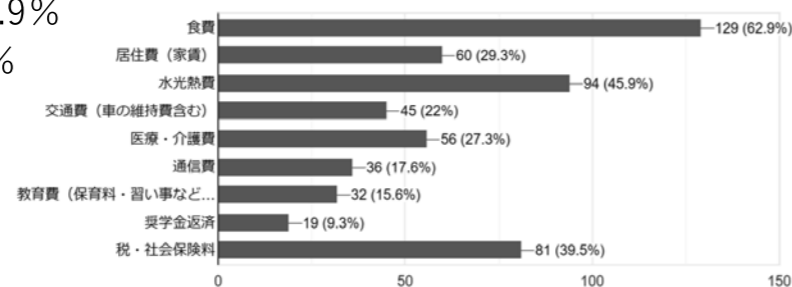
生活の実感についてお聞きすると一番多いのは「やや苦しい」(45%)、2番目が「まあまあ」(31.8%)、3番目が「かなり苦しい」(15.7%)という回答で、6割強の方が「苦しい」と答えています。

右のグラフは下から順番に並べたもので、20代の47.2%はかなり深刻だと思うのですが、30代61%、40代57.6%、50代に至っては70%を超えています。まさに働き盛りの層でも深刻な状況が広がっていることがわかります。

クロス集計をした結果では非正規雇用(パート・アルバイト・派遣、嘱託など)は72%が暮らしの苦しさを訴えています。この点でも非正規雇用の不安定さと同時に生活の苦しさが見えてきます。

・負担に感じている出費については幅広く

食費62.9% 光熱費45.9%  
税・社会保険料39.5%  
住居費29.3%など

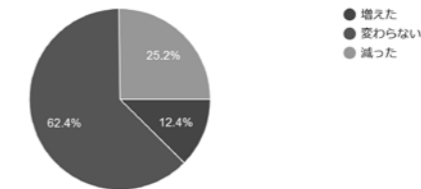


自由記入では「いくら節約をしても支出が増えていく。手元のお金が残らない」「1万円を財布に入れていてもすぐなくなる」「5年後10年後どうなっているのか見えない」「全て負担を感じる」「お金の心配ばかり。しんどい…」という厳しい生活の状況がわかります。

負担に感じている出費については幅広く、物価高騰が直撃している食費、水光熱費などはもちろんとして、次に多いのは税・社会保険料39.5%、住居費29.3%です。本当に生活のあらゆる分野に負担が及んでいるということが言えます。

### 賃上げの実態①

・前年と比べて収入は怎么样了か?  
242件の回答



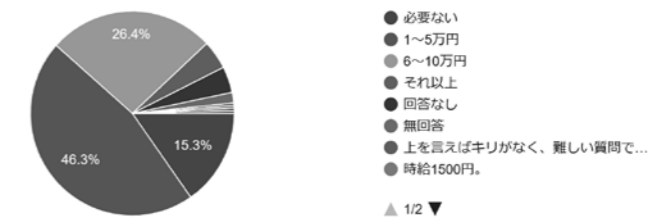
- ・自由記入欄では…「50歳から昇給ストップ」「残業が減って4万円減」「最賃が上がった分アップ」「介護関係。コロナ補助金でアップ」など

中小企業支援と一体の抜本的な賃上げが必要だということでこの調査を始めましたが、前年と比較して収入がどうなったかという問いに、一番多いのは「変わらない」62.4%、「減った」25.2%、実に87%の方が賃金は「変わらない」「減った」という回答で、非常に大きな衝撃をもって受け止めました。

自由記入欄では「50代から昇給ストップ」「残業が減って4万円減」「最賃が上がった分アップ」「介護関係者、コロナ補助金でアップ」というリアルな中身が書かれていました。

### 賃上げの実態②

生活実感から、月額でどれくらい賃上げしてほしいと感じていますか?  
242件の回答



「生活実感から、月額どれくらいの賃上げしてほしいと感じていますか」と問いました。グラフが非常に細かくなっているのは、自由記入の欄を設けたことで、細かく書いていただきました。

一番多いのは「1~5万円」(46.3%)、次が「6~10万円」(26.4%)、「必要ない」(15.3%)という答えでした。中には「上を言えばキリがなく、難しい質問です」と答えられていました。

これが2023年の春闘で平均賃金が3.69%と30年ぶりの高水準と言われ、岸田首相も「賃上げ実現した」と胸を張り、京都府知事も議会で「中小企業でも平均8,000円を超える賃上げが実現した」と答弁しましたが、そういう状況のもとでの実態だと言えます。

実際に増えたのは一部であり、残業代が原則禁止もあり、「残業ありますか?」という問いに



「あり」30.6%、「なし」69.4%で、「あり」の中でも1日1時間以下が約40%ですが、これは長時間残業が改善したのではなく、回答者の中には長時間残業の方も多数おられました。

### 今すぐ最賃1500円へ！

「生活実感から必要な賃金は？」という問いに対する回答は平均25万6733円で、時給換算（160時間）で約1,604円（8時間/日、週5日勤務）です。

京都府最低生計費調査（2019年京都総評）は20代単身世帯で男性245,785円、女性242,735円でしたが、物価の高騰などを含めてかなりリアルな数字が調査から出ています。

10月からの最賃1,008円と上がりましたが、全く足りていないことは調査結果の数字からも明らかです。ましてや首相の「2030年代半ばに1500円を目指す」という方向は、求められているものからかけ離れていることも明らかです。

今すぐ最低賃金時給1500円を決断し、さらなる引き上げのための抜本的な手立てを打つことこそ必要です。

### 正規雇用化+賃上げの必要性

回答の中で、30代～40代で「ようやく正規になれた」との回答がいくつかありましたが、共通するのは「それでも先が見えない」という声です。私が直接聞いた40代男性は「非正規を転々とし約1年前ようやく正規になれたが手取り約15万円で生活は苦しい。あと1～5万円必要」と答えられました。

大企業の儲けのために、求められるままに非正規を広げ、さらにまともな賃上げに背を向けてきた歴代政権の責任が問われます。正規雇用が当たり前に戻すことと合わせて、抜本的な賃上げで生活できる賃金を実現することが今こそ必要であることを感じます。

## 政治に求められているものも明確に

### ・今政治に求めるものは？※複数回答可

消費税減税・廃止 57.3%

最低賃金UP 53.8%

景気・物価高対策 40.9%

さらに…

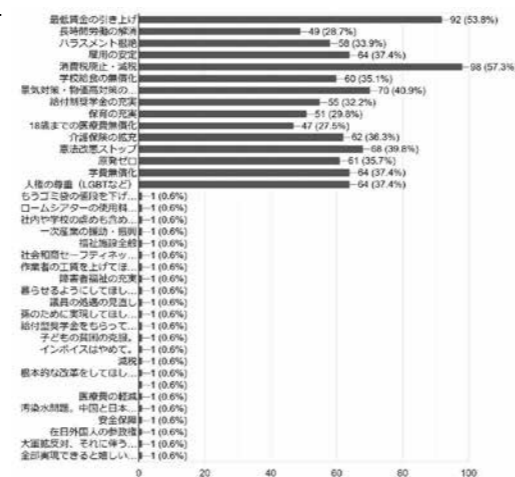
教育費無償、給食無償、子ども

医療費無償など子育てにかかる

経済的負担の軽減を求める回答

→53.8%

「今政治に求めるものは？」（複数回答可）という問いに、消費税減税・廃止が57.3%、最低賃金アップは53.8%、景気・物価高対策40.9%です。さらに特徴として世代を超えて教育費の無償化を求める声に多かったことです。



### 問われる公の役割

私たち日本共産党は、三つの改革で暮らしに希望ということで、経済再生プランを9月28日発表しました。

一番目の柱として、政治の責任で賃上げと待遇改善をすすめる——人間を大切に作る働き方への改革ということが私たちもこのアンケートを通じて改めて浮かび上がっています。

①物価上昇を上回る賃上げを、政治の責任で一というのは中小企業への支援をしっかりと行い、最低賃金を時給1500円に引き上げていく。同時に生涯年収1億円を超えるとされる男女賃金格差の是正をやっていく政治の責任となります。

②非正規ワーカー待遇改善法（仮称）をつくる必要がある。これは先ほどもご紹介しましたが、非正規のところで極めて生活の中に困難を抱えておられる方が数多くおられる。アンケートをやっていて感じたのはウーバーイーツの配達などを行っているギグワーカー（配達員）の方から話を聞こうと努力しましたが、非常に殺伐としていて声をかけても立ち止まり話を聞くことすら難しい状況がありました。生活をするために必死になっている現状があり、非正規の処遇改善にむけては法をつくる必要があると考えます。

③「過労死」をうみだすような長時間労働をなくす、④職場からハラスメントを一掃についても待ったなしの課題で、自由記入欄では職場のハラスメントの話をされる女性が少なくありませんでした。

アンケートの中身については以上ですが、一点だけ今の議会の中での最新情勢について報告しておきます。

### 京都府議会の最新情勢

明日閉会の12月の議会には人事院勧告にもとづく職員の給与改善、賃金の引き上げの議案が出ています。維新の会はこれに反対をし、同時に人事院勧告の根拠の調査に、非正規労働者を加えるという意見書の提案を出しました。まさに実質的に賃金の引き下げを迫るもので、明日、本会議で採決される流れになります。

改めて私たちは、こうした動きにも機敏に反応にし、多くの方々と力を合わせて、安心して暮らせる賃金、働き方実現のために力をつくしてがんばっていきます。

コーディネータ 次に会場から報告をいただきます。

### 報告2 大嶋喜好さん（全京都企業組合連合会 会長）

中小企業団体の代表であります私が、なぜ今日のシンポジウムに発言するかについて説明をいたします。

それは今もお話がありましたように、国民的課題ともなっています賃上げを、中小企業でもなんとか実現したいという願いがあります。そもそも労働者の7割が中小企業や小規模事業者で働いておられます。ですから大企業や官公庁だけの賃上げでは経済や国民の暮らしを向上させることはできないと思います。よく言われておりますが、中小企業支援とセットで賃上げの実現をめざそうという意見です。もちろん正論ですが問題は支援であると思います。縷々岡田先生から言われたところです。

政府は税制上の減税が中心で、7割とも言われております赤字の企業にはまったく役立ちません。自治体についても財政的制約がありますので、限定された支援しかすることができません。このような支援だけでは賃上げは難しいと思います。

この間、多くの中小企業や小規模事業者では、コロナ禍の影響に加え、エネルギー価格、原材料、諸物価高騰、人手不足等々困難な課題が山積しております。これ以上商売を続けられないという気持ちも当然で、京都だけではなく全国的にも廃業が増えています。

中小企業や小規模事業者の経営が苦しいのも、そこで働く労働者の賃金が低いのも、生産性が低いからだということを、政府、財界はもとより学者やマスコミが喧伝しております。本当でしょうか…。もちろん一部では前近代的で、非効率的な事業もあると思いますが、本質的には中小企業や小規模事業者の値打ちや役割が正当に評価されていない。つまりコストダウンの対象と見なされていることが問題だと思います。

低賃金労働者の不当な差別的処遇と同様に、不公平な取引の是正が求められていると思います。

大企業と取引されている中小企業の経営者からよく聞くのは、常にコストダウンが強要され、経営を圧迫されているということです。多重的な下請構造が大企業の利益や好業績を支える土台になっていると思います。そして、このことをごまかすのが、生産性が低いという理屈ではないかと考えています。

コストを下げられる大企業は生産性が高く、コストダウンを強いられる下請企業や中小企業の生産性が低くなるのは当然のことです。

ではどうすればいいのか。政府や財界が言うように、生産性の低い中小企業は閉鎖すればいいのでしょうか。私は中小企業や小規模事業者の正当な役割やコストのあり方を見直すとともに、国や自治体が本気で支援する政策、先ほど紹介された通りです。そういう政策さえあれば、中小企業や小規模事業者での賃上げも可能だと確信しております。

そもそも中小企業や小規模事業者は経済面でも、社会生活面でもなくてはならない存在です。世の中が大企業やチェーン店、通販だけで成り立つはずがありません。やはり中小企業や小規模事業者の存在意義を、社会的に評価されることもっとも大切なことだと考えています。

中小企業や小規模事業者に携わる経営者も、労働者も、自分たちの仕事に誇りをもっております。公正な取引を通じて賃上げが実現できる環境をつくるのが、中小企業や小規模事業者の経営者と家族の生活も保障することにつながると思います。

みなさんにも生活習慣を少し見直していただき、是非、地域の中小企業や小規模事業者の売上につながるご協力をお願いいたします。

中小企業や小規模事業者の展望をきりひらく活動と労働者の生活を守るたたかいが真に支え合うことを願っての発言といたします。

### 報告3 小原義弘さん（京都府商工団体連合会 事務局長）

今、大嶋さんから述べられたように、同じ中小業者団体であり、お話しすることはよく似ていると思います。

今、中小業者は物価等で非常に苦しめられています。中小業者の中でも例えば従業員6人以上と、従業員5人以下の小規模事業者とは違います。全商連では中小業者の実態調査を年2回実施していますが、この中でも小零細事業者ほど価格転嫁ができずに、利益が圧迫されている実態があり

ます。

とりわけ下請け事業所でいけば、「大手からの収奪がされ、生産性が(低い)」というのではなく、その収奪によってそこで働く従業員にまともな賃金が払えない状況が、戦後から続いているわけです。

本来、ヨーロッパなどでは、大企業も中小企業も対等な立場で経済活動を行っていますが、日本でも対等な立場での価格交渉をめざす必要があります。

政府が大企業に対して税金をとり、不公平税制をただし、その財源から中小企業に支援し、中小企業で働く従業員への給与を保障することは当然のことと思います。

また、消費者の懐が温まらないと中小業者の経営も立ち行かない、という経済の循環をわかりながらも、今、非常に厳しい経営状況のもと、(最低賃金を)時給1500円にする運動にかかわっていくことが難しい実態があります。

そういう点では社会保険料の軽減についてお話がありましたが、私たちのところでは4人以下の個人零細事業者も多く、加入は国民健康保険です。社会保険料の軽減だけでは賃金を上げるイメージにはつながりません。

そういう点では岩手がやっている直接的な賃金の支援を一定期間することが必要と思います。

岡田先生が言われましたが、一旦循環するとそれが中小企業にもまわり、支援がなくてもやっていけると思います。そういう点では一定の期間だけでも直接的な賃金支援で、中小業者にもイメージできる施策をつくっていききたいと思っています。

### 報告4 澤田季江さん（新日本婦人の会京都府本部 会長）

先生方、ありがとうございました。私からは「暮らせる賃金と生業を自治体がつくる」ということについて、少し角度は違いますが、ジェンダー視点、そして京都市政の実態から発言します。

新婦人の会員の中で30代、40代、50代の女性たちが21人集まりました。職業は看護師、ヘルパー、介護職員、保育士、教員、私学教員、市職員、府職員、民間企業、京都生協、NGOという若い世代のがっちり働く女性たちが、11月3回の土曜日の夜、子どもを寝かせたあとZOOMで集まり、この「2024年京都市長選 私たちのジェンダー政策」というチラシをつくりました。

そのきっかけは、京都市長選挙に向けて私たちの声を出し合おうということですが、本当にいろいろな声が出ました。

ある看護師さんからは、「エッセンシャルワーカーともてはやされ、コロナ禍で毎日、毎日残業して、感染拡大の防止のためにがんばって働いて、学童に迎えにいくと『6時半までですよ、お母さん!』と怒られて、泣きたい日々だった」と話されました。

「正規で働いていたけども、子どもの発達障害がわかり療育が必要で、非正規に変わらざるをえなかった」「子どもが不登校になり非正規に変わった」などの発言もありました。

若い女性からは「今、賃金が低いことは年金に直結する。70歳、80歳になってもビル清掃の仕事をしている姿は、私自身の将来の姿と思う」と言われました。

zoomでは自分たちが日頃感じていることを自由に語り合いました。その中で「京都市は本当に女性が生きづらい」という一言から、候補者も男性だし、ジェンダー政策は私たちがつくりたいとなり、3週連続で土曜日の夜8時から集まり、これ（「2024年京都市長選 私たちのジェンダー政策」）をつくりました。

その話の中では思いを大事にするということで、例えば京都市の会計年度任用職員は府庁より

も多いらしい。会計年度任用職員の4分の3が女性で、家の生計を支えている人が3分の1もいるらしい」「京都市の公立保育所は25園あったのが今では11園しかなく、半分以下に減った」という話も出ました。

また京都市は保育士で入職しても、他の職種に就かされることもあり、合格しても他府県に行くこともあります。私の子どもたちがお世話になった保育士さんたちも、「こどもみらい館」の事務や北区役所の受付の仕事をしています。

みなさんもご存知のように介護認定給付の職員130人の削減も女性たちです。「公共を取り戻して女性の職を」という声も出されました。また、京都市のDV相談は年間6000件あり、その半数は30、40代の子育て女性です。

いろんな声が出る中で、やはりジェンダー視点と女性福祉の視点から、私たちなりの政策をつくらうということで、こんな京都にしたいという思いでつくりました。

つくったときに、一番大事なのは男女の賃金格差の是正ということでした。女性たちの市長選の要求というところ、「こどもの医療費」「中学校給食」と思っている人が多いのですが、もちろんそれは大事ですが、この集まったママたちの中で、賃金格差の問題が正面に出されたし、介護と保育のケア労働と最低賃金と処遇について、京都市が独自にガイドラインを作成して不足分は京都市が補填しろということ書きました。

きょう中村弁護士の山形県の話聞いて、私たちが書いたものを実践している自治体もあることを知り、元気をいただきました。

公務で働く非正規を含め時給1500円以上に引き上げるとか、就労につながる職業支援とか、岡田先生の話からは、世田谷や杉並で保育園などの指定管理施設のところで公契約条例が適用できることを知りました。私たちはわからないままつくった政策ですが、私たちの願いと一致していたことを強く思いました。

2つ目に大事な問題は、無年金や低年金で高齢の独身女性たちです。賃金が少ないから、年金が本当に少なく、70歳、80歳になって腰が曲がっても、ビル清掃の仕事しているのです。また、知的障害や精神疾患、あるいは外国人など困窮している女性たちに、憲法に謳われている健康で文化的な最低限の生活を保障することを京都市がしなさい、ということや、法的に借り上げた住宅確保、そして医療費や介護保険の減免などを書いています。

3つ目に、やっと学童保育、児童館、子どもの医療費、中学校給食費について出てきますが、1、2の項目がすごく大事だと思っています。

最後になりますが、私たち素人で、女性たちでつくったもので、これが政策なのか、提言なのかはよくわかりません。この政策を福山さんがやってくれるのかどうかわかりません。

zoom会議の3回目に岡野八代さんに参加していただいて、「これです」と出したところ岡野さんに絶賛していただきました。これを機会に女性たちの市長選の投票率アップ、勝利に向けてがんばろうと。アンケートを私たちは100人ぐらい集めようと思っていたんですけど、岡野さんからは「1000人集めなければいけない」とはっぱをかけられ、取り組んでいこうと思っています。

この内容は、京都で実際に働いて、子育てや介護のケアを実際にやっている女性たちの声からつくった政策だということと、それから、国がやらなくても自治体はその気になれば実現できることばかり書きました。実際にできることは、先ほどの報告でわかりました。これを女性に広げて、共感していただけると思うので、それを投票行動につなげていきたいと思います。

## 発言1 藤吾さん（日本共産党 左京区）

私は左京区の日本共産党で「まんなか世代活動推進委員会」で活動している藤吾です。

「働くみなさんへのアンケート」（2023年11月11日時点で107回答）に関して報告します。

2023年8月から11月までの4回に渡り、左京区の出町柳駅前でお仕事帰りのみなさんへアンケートを取り、対話をしました。一度対話をはじまると結構、長く話される方が多くおられます。その他、それぞれの職場のつながりや友人、Webで呼びかけたりなどし、10代から60代以上の107人方に回答いただきました。

アンケートに答えていただいた人の7割が30～50代の働く世代、男女比率は男性4割、女性6割でした。

まず設問1「雇用形態」では、正職員比率は先ほどの男女比と同じです。非正規雇用、フルタイム、短時間勤務、派遣労働では、やはり女性が7割以上の回答でした。

設問2「生活について」では、「かなり苦しい」「やや苦しい」の回答が半数を超えていました。

「昨年より収入が増えた」「変わらない」という人が7割以上にあるにもかかわらず、「賃金が不足ない」と感じている人は2割であり、賃上げがされても生活実態においていないことがわかります。

街頭での話の中では、「物価高がいつまで続くのか」「給料が上がらないので不安」「食費をきりつめている」「水道光熱費を節約するため洗濯回数を減らした」「クーラーが壊れても修理できない」「ちょっとしたことで病院へは行けない」など、物価高への不安に加えて、健康にも響きかねないような節約や、「新聞の購読をやめようか」「映画館や美術館へ行く回数が減っている」など、文化的な生活を諦めるという声も聞かれました。

設問3「労働実態について」では、回答で「とても疲れる」「やや疲れる」という方が8割を超えました。「長時間の時間外労働がある」と回答した方はわずかでしたが、「人手不足」「休暇がとれない」という回答の多さから過密労働の上、休みが取れなくて慢性的な過労ではないかと考えられます。

職場の不満への回答は、「賃金が安い」が抜き出ていました。街頭ではパワハラについての話がいくつか聞かれました。「夫がパワハラを受けてメンタル不調で退職し、転職もしたが雇い止めにあった」「警察に通報レベルのパワハラがある」などなど深刻なものです。

アンケートの記述欄でも、「上司のパワハラがきつい」「勝手に有休が消化される」「始業時間前に無給の草むしりがある」など、安心して働くことができない職場への怒りがつづられていました。

また、新型コロナウイルスの大きな影響を受けた医療や保育の現場から、国の政策レベルでの処遇改善を求める声が多く出されたほか、「常勤が辞めて非常勤にしわ寄せがいつている」「正規労働者以上に仕事をしてキャリアもあるのに手取りはわずか」など非正規雇用労働者の悲痛な声も出ています。

設問4「あなたが実現してほしいものは何ですか」については、先ほどの日本共産党府会議員団のアンケート回答でもありましたが、やはり「消費税廃止、引き下げ」が一番でした。その次に「最低賃金の引き上げ」でした。街頭では「最低賃金の引き上げをしてもらいたいが、中小零細企業には無理ではないか」という率直な声が聞かれました。国が社会保障費を助成するなどの中小零細企業支援と一体に、賃上げを実現していくという提案が、うまく浸透していないのではないかと考えられます。

また、中学校給食、奨学金などの教育の無償化に対する要望はとて高く、「給付型の奨学金があったら高い学費を出してもらわずに済んだのに」「妹の中学校給食が無償になったら親がとても助かる」という大学生の声や、「教育にお金がかかりすぎて、収入の違いで子どもに教育格差が出るのでは」という30代の方の声。「奨学金の返済がとても重い」という40代の方の声など、街頭での対話ではすべての世代から教育の無償化を願う声が聞かれました。

引き続きみなさんの声を集め、国民の豊かな暮らし、大幅な賃金引上げは国の責任でやることを強く求めていると思います。ありがとうございました。

## 発言2 福山和人さん

みなさん、こんばんは。シンポジウムには途中参加となりましたが、発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

来年京都市長選挙に前回に続いて2回目の挑戦となります。私は今回、市長選挙に臨むにあたり、「暮らしここから京都再生」、こういうスローガンを掲げて今、挑戦をしているところです。

基本的な発想として、自治体というものは市民のみなさまの暮らし、これがどれだけ安心して豊かに営むことができるか。やるべき仕事としては、その一点に尽きるという思いでスローガンを掲げております。

今日の「暮らせる賃金と生業を自治体がつくる」というスローガンは、私がやりたいことを、まさにみなさまが掲げておられます。その思いを共有し、必ず勝利をつかみ取りたいと考えております。

今日、壇上に登っておられる中村和雄先生が、市長選挙に2回にわたって挑戦をされたときに、公約として掲げられたのが公契約条例です。公契約条例を京都市はきっとやりたくなかったのだろうと思いますが、公契約基本条例という理念型の条例にして、結局、賃金条項を設けない骨抜き条例として制定をしました。これについては、賃金条項を設けた実効性のある条例として制定することを私自身公約に掲げております。

合わせて公契約について実態調査をやった上で、現状、どのように機能しているのか、逆に機能していないのかということを検証した上で、実行部隊として組織を設けて、年次計画を持ち、毎年検証して働く人たちにとって実効性のある施策として前に進めたい、ということ今回政策に掲げております。

合わせて、そういうことをやる上で、京都経済の99%を支える中小企業事業者の方々を、いかにして支えるかということは必要不可欠な課題です。事業者の支援と、働く方の支援を車の両輪として取り組んでいくことを掲げております。おそらく岡田先生から今日お話があったと思いますが、京都市にはまだない「中小企業地域振興基本条例」を整備したうえで、合せて地域にまともな仕事とお金を回す仕掛けを何重にも作っていききたい。例えば、防災のインフラといったものを、地元の業者さんに優先発注する形で推進をしていく。

京都市営住宅や改良住宅が2万3000戸ありますが、そのうち6000戸が空き家のまま放置され、募集すらされていない状況があります。ここについて地元の業者に優先発注する形でリフォームをして、子育て世代、介護や保育士などの仕事をされている方々、他の産業から比べても低賃金で働いている方々に優先入居をしていただく形で、市民のみなさまの福祉と地域経済の活性化の両立を図る取り組みを進めていききたいと考えております。

また、前回の市長選挙のときにも私が掲げたことですが、賃上げをおこなった事業者の方々に

社会保険料の支援なども含め、働き方と事業者と両面で支えていく施策を進めたいと考えております。

とかく働く方の支援、あるいは社会保障、中小企業の支援ということを言いますと、「コストがかかる」ということを言い出す人たちが必ず出てきます。今回もこの前、京都新聞の討論会のときに、「お金があるのか」ということを私に言ってきた人たちがいます。

基本的な発想が、何か経済というのはグローバル企業が外貨を稼ぐところに大きな意味があって、中小企業や高齢者はお荷物として足を引っ張っている存在であるかのような、何か誤解や間違った刷り込みがされているように思います。

日本経済のメインエンジンは6割を占める内需です。市民のみなさんの懐を、あるいは生業をいかに温めて、そこを原動力にして経済をひっぱっていけるかどうかは今、問われていると思います。

暮らしを温めること、生業を温めることによって、地域の経済を活性化させて、ひいては京都市の財政も豊かにしていく。こういった京都モデルを私はつくりたいと思っているわけですが、必ず1期目4年でできると思います。これができれば、「京都でできたんなら、他のところでもできるやないか」という動きになるのは間違いないだろうと思います。

その意味で勝利すれば、そうした仕事が開かれ、そのことによって京都市民は全国のみなさんから感謝をしていただけるのではないかと思います。京都が先鞭をつけて、全国にそういう流れを波及させていく。この出発点をみなさまと一っしょに切り開いていきたい、この仕事を必ず勝利してやり抜いていきたい、という決意を最後に表明して、甚だ突然の参加で申し訳ございませんが、私の発言とさせていただきます。ありがとうございました。

**コーディネータ** 残された時間で岡田さんと中澤さんと一っしょに確認をしていきたいと思います。先ほど教育の無償化の話も出ましたが、賃金と社会保障との関係について確認しておきたいと思います。例えば、デンマークやスウェーデンなどに行ったときに、よく言われるのは貯金なんかほとんどないですよ。また、賃金もそんなに高くないですよ。でも、なんかみんな幸せそうですね。中澤さんに「270万円でも暮らせる社会」について説明をいただけますか？

**中澤先生** 生協労連で政策提言しているところに「270万でも暮らせる社会の実現」（賃金と社会保障のセットで年収270万円でもふつうに暮らせる社会の実現へ）というのがあります。270万円は最低賃金1500円で1800時間働くと約270万円です。ヨーロッパの国々は大体それぐらいの賃金水準で生活ができています。

賃金は年功序列ではなく、どちらかと言えばフラットな賃金です。子どもの教育費、医療費、住宅、老後の費用は社会保障でまかっています。教育、大学にもお金がかからないし、医療も窓口負担はありません。安価な高級住宅がありますし、住宅手当もありますし、老後も最低保障年金があります。老後も含めて社会保障がしっかりとできているから、貯金がなくても、賃金が高なくても、あくせく働かなくても、安心して生活ができる社会になっているからニコニコしていられるのです。

日本社会は、高度経済成長期からそうですが、賃金依存社会です。全部賃金で賄おうとやってきたことでいろいろツケが回ってきたと思うんですね。

今、我々が目ざさなければいけないのは、賃金と社会保障の組み合わせで、安心して暮らせる

社会を目ざすところが大事です。社会保障のところも大事で、あと最低賃金もその中で大きな役割を果たすと思っています。

**コーディネータ** ヨーロッパの国は、ほとんど大学の授業料がタダなのは当たり前ですが、スウェーデンは「大学の授業料がタダだけでは、大学で学ぶ権利が保障されていない」という考えがあります。貧しい子は大学に行けないし、自分たちの生活を支えるために働かなければいけない。教育の機会を平等にするために、大学に行ってる期間は1人10万円ずつを支給する。それで初めて教育が保障されることになるという考えです。

そういう考えが教育だけではなく医療、住宅などいろいろなところで行き届いているから、賃金にそんなに頼らなくてもいい。日本は残念ながら賃金に頼る政策のもと、賃金に頼る男性世帯主が高くなり、賃金に生活の保障を頼らなくてもいいはずという女性の賃金は低くてもいいということが、最賃の低さにもつながってきたんだと思います。社会全体をもう一度見直す必要もあると思っています。

さきほど大嶋さんからも出ましたが、「日本企業の経営がうまくいってないのは中小企業が多すぎるからだ。生産性の低い中小企業がいっぱいあるので、最賃を上げれば中小企業が淘汰され、生産性の高い中小企業だけが残る。こうすれば日本の経済は活性化するんじゃないか」ということをずっと振りまいている方がおられます。岡田先生、これについてはどうお考えでしょうか？

**岡田先生** アトキンソンさんという方は、イギリスのシンクタンクから日本にきて、伝統的な美術などの修復事業の会社社長です。確か京都府の観光関係のアドバイザーの仕事にも就いている方です。

アトキンソンさんはただ大きな数字で比較して、日本の中小企業の数が多すぎる、生産性が低いという計算をして、非常に乱暴な議論で本を書いている。これを重用したのが菅さんですが、その計算の根拠が非常に曖昧で、1つは中小企業の数が多すぎるというのは嘘です。彼の母国のイギリスの方がはるかに中小企業は多いし、かつ日本と違って大企業と中小企業の下請け関係がほぼない独立系の関係です。

中小企業・下請け企業はピンハネ（収奪）があり、（大企業から）かなりの未払い部分があるわけですね。これが統計上整理すれば生産性が低いとは言えない。

「指標をつくり、日本の中小企業を半分にしてしまえ」というわけですが、日本の中小企業数は雇用では7割です。菅さんは秋田県の出身です。9割方中小企業で働いています。おそらく東京系の企業と合切してきますから、私の推計では秋田県は7割方の企業はなくなります。そこで人々は住めるのかという話です。単に建設とか製造業とかいう仕事だけではなくて、医療福祉も入ってきます。あるいは弁護士事務所もあります。これもすべて中小企業です。

そういう形で捉えてしまっていくと地域が持続できないことは明らかです。そういうことはまったく頭においていない議論です。

経済的な価値をつくる生産性だけではなくて、社会的な意味での生産性、社会を維持する効果をもっていることを正しく評価していく。

先ほど大嶋さんが言われた論は本当に大事なところで、地域の中でいろんな仕事が存在している根拠があるんですね。お互いに評価をしながら仕事を回し合う、買い物し合う、とかいうことをやっていくことが必要な時代にきているのではないかと思うんですね。

災害が続発してきている中で、大型店のシェアがどんどん高くなってきています。熊本地震のときに調査に行きましたが、大型店は半年、1年間、店を開けません、シャッターを降ろしたままなんですよ。被害も大きいし、なかなか復旧もできない上、人が集まらないなど、いろんな要素がありますが、その間、地域の人たちは生きていくことができないわけですね。

私が調査をしていたときに、灯油、水を売っているお店が手書きで「今、営業中」と電話番号が書いてあるんです。そういうお店があることによって、地域の人々は生きていけるわけです。

どちらの店がこの災害時代において必要なのか、ということです。こういうことを考えながら、地域社会を形成しているいろんな企業が持続できるようにする。そして、そこで住んでいる人たちの生活を質的に向上させていくような、そういう地域づくりが必要な時代ではないかと思います。

**コーディネータ** ありがとうございます。京都府や京都市もそうですが、最低賃金というのは国が決めるべきことである。地方自治体が公契約条例をつくり、公契約の最低賃金を、国が決める最低賃金より上回るなどというのはおかしい。そんなことを地方自治体が勝手にやるのはおかしい。そんなことできないはずだ」という意見が一方であって、京都市などもそういう意見にのっています。その点、中澤さんどうお考えでしょうか？

**中澤先生** そんな考えではなくて、地域で、地方で、独自にそれをあげることができますし、現に今日お話ししましたが、最低賃金というのは、中央の目安額を出して、地方がそれについて審議して、今回もそうですけども、地方で独自性を発揮して、地方でもっと議論をして、最低賃金は上乘せすることもできます。

公契約条例についても、この後、岡田先生がフォローしていただきたいのですが、最低賃金よりも高く設定することは問題がありません。あくまでも最低賃金は最低限を決めるものであり、その上に専門職の特定賃金、公契約条例の賃金、さらに企業別の最低賃金をつくるという重層的な賃金の規制をつくっていかないといけないのが、今は全くそれがいない状態です。

最低賃金がワーキングプア、暮らせない賃金になっているので、まずそこをしっかりとつくり、その上に重層的な賃金規制をしていくというのがあるべき姿だと思う。そういうふうには考えれば、地方でも独自に賃金の高い水準をつくることはできると思います。

**コーディネータ** 岡田先生、補足をお願いします。

**岡田先生** 日本で最初に公契約条例がつくれるだろうと、私が思っていたのが尼崎市でした。ところが尼崎市の行政職員の方から「憲法違反ではないか」という声が出てきたのです。

「労働者の労働条件や最低賃金に関しては、憲法において法律が定めると書いてある。これを自治体が破ることになってしまうではないか」という論点が出されたわけです。

実はこれがその後、京都市、あるいは札幌市でも条例が制定できなかった一つの要因でもありましたが、完全に誤解、あるいは誤読があります。これは専修大学の名誉教授の晴山先生が、この尼崎市の行政の人たちの考え方に関わって意見書を出しています。

この意見書に基づいて、千葉県の野田市長が条例制定の法的根拠、正当性を語っていきます。それはどういうことかと言えば、憲法で語っているのは、地域別も含めて最低賃金を決める法律（最賃法）や労働基準法も定めていく。全国的にこれほどの地域にも強制力があります。

ただし公契約条例は違うのです。自治体がある土木工事をする。あるいは、ある物品を調達するとき条件や質を定めます。ついては最低の賃金額も、あるいは二次下請け、三次下請け（の賃金額）も、これだけでなければならないと誘導していきます。そのときにすべての業種の会社がそれに従う必要はない。つまり、そういう取引に対して応じるか、応じないかは企業側の自由で、ここで言えば民・民取引です。

従って憲法違反でも何でもありません。私たちが通常やっている取引と同じです。企業としても、これは受けられない、あるいは避けていこうという際には乗ってきません。自分のところではできし、ぜひやりたいと企業は参入してきます。

総合的な評価も含めて入札となり、すばらしい企業に対して公共事業を任せ、質のいいサービスやモノを市民のために購入する。

こういう形で市民の財産、あるいは税金を大事にしていこうという考え方が公契約条例で、憲法違反ではない。むしろ地方自治体の責務、地方自治法第1条に規定されている「住民福祉の向上を図ること」です。これこそ、自治体の最大責務です。

儲かることとか、あるいはできるだけ安く買い叩くとか、こういうことは自治体の責務に設定されていません。そうことを具体化する条例の一つであると理解してもらったらいいかと思います。

**コーディネータ** ありがとうございます。実は私たちも厚労省でキチッと確認作業をやっています。いわゆる権力作用と非権力作用ですよ。公契約というのは自治体や国とかが行うものですが、誰でも言うことを聞けという権力的に行うものとは別なもので、ただ契約をするということで、そういう意味では、そこは及ばないということももう確定している話です。誤解がされているところもあり、公契約条例で最低賃金を決めることは全然問題ないことをご理解ください。

今、公契約条例ができていところの多くが、建築、建設、土木などを中心に見ていて、そういう現場の労働者の賃金引き上げるために（公契約条例を）使うのではないかとされている方も多い。そういう一面はもちろんありますが、公契約条例で規制する対象は、どのぐらい広げることが可能ですか。例えば、京都市で言えば保育、学童、介護施設やいろいろな委託がいっぱいあると思うし、印刷物の発注などもあると思うのですが、どこまで広げることができるのでしょうか。

**岡田先生** かなり公的な取引で契約を結んで調達行為をしますから広いと思います。杉並区の区長に私が最初、面会したときに「小規模な運送事業者は単価が切り下げられ、その片方でガソリン価格が上がり、人件費も上がりなんとかならないかという相談があった」と言われました。

杉並区の場合、岸本区長が就任する以前から条例があり、大体、世田谷区基準でした。公契約の対象業種を見ていくと、例えば指定管理者、エレベーターの保守管理はエレベーター業界というんな形で地方自治体は契約を結んでいるのです。そういうところで適用をしていくということで、世田谷区の場合、各業種別の状況を調査して把握しています。適切な最低の限度額はどこのかということ、賃金と経営者の原価計算でやっています。だんだんと社会保険料計算もそこに入れていくのです。そうすることによって（価格設定を）引き上げていくという努力をずっと続けています。

それをやっているのが審議会で、審議会では学識の委員さんで、その学識委員の1人が中山先生で、この本の著者の1人です。そしてさらに業界の代表、労働代表、調査に基づき審議して算定

を示していく。

これも権力的なものではなくて、実は説得をしていくための根拠を明確にする。そして、説得と合意によって広げていき、かつ価格設定を上げていくことをやっています。従って、区長（首長）が変わればすぐ変わるものではないことを知っておいてほしい。

運動がなければ、あるいはそういうものがバックになれば前進できません。条例ができたとしてもすぐにできない、ということも頭の中に置いておいてほしい。

**コーディネータ** 公契約条例のときに、価格について問題にはなっていますが、例えば、先ほど出ていた非正規の人たちの比率が何パーセント以内、女性従業員を5割以上、そしてまた、今の雇用者を継続しなければいけないなどの条件を、公契約を発注をする際に付けることも可能でしょうか。

**岡田先生** おそらくやれる可能性大です。それは指定管理者の指定に関しても可能ではないかと私たちは考えています。地元の雇用率を上げていく、ジェンダーバイアスの問題がありましたが、できるだけ賃金を上げていく。杉並区では、女性の比率が高いので、もともと指定管理で8割ぐらいは女性です。そういうところで賃金を上げていくこともあります。

もう一つは、さきほど指定管理に関しては地域化と民主化という話をしました。外から来ている事業者が指定管理を受注している場合、本社に利益移転をしている可能性があります。その財務公開を求めていくことができないか、ということは今、弁護士と相談中です。

そうすることによって、地域の経済的価値を流出させず、地域内循環させていく方向づけのためにむしろ指定管理を使う。こういう形で、積極的に捉えることもできる可能性はあるのではないかと。まだそれが具体的に姿が現れていませんので、どこかで実践が始まっていくと思いますし、その間、総務省とやり取りが始まっていきます。そこでその条例としてどこまで誘導できるかも検討できるかと思いますが、おそらくたくさんの自治体がそういうことを望めば望むほど、総務省は認めていきます。そういう運動が地域の自治体を超えて必要になってきているのではないかと思います。

**コーディネータ** ありがとうございます。かなり公契約規制、指定管理を含めてですが、自治体としてはいろいろなことができるはずで、京都市でも是非、やっていこうということだと思います。

日本の中小零細企業が大企業から価格転嫁をなかなか認めてもらえないもとの、大したことないのですが、今、少し公正取引委員会の中で少ない人数を少し増やして、Gメンなどの動きが出ているのですが、例えば、そういう活動を京都市でもやっていくことは、中澤さん可能ですか。

**中澤先生** できると思いますが、まだなかなかそういうことをやっているところはないと思いますが、先ほど言われたように、京都から始めれば全国に広がっていくのではないかと思います。

今日お話しした「最低生計費調査」について初めてやったのは京都なんですよ。どこかが始めないと広がっていかないとと思うので、そういうのはいくらでも広がっていくと思います。

**岡田先生** 京都は特にそういうことが独自に必要なのではないかと私は考えてます。それは織物関係、友禅関係で問屋さんと生産者の間の価格差ですね。つまり、生産者がなかなか生計できるための、いわゆる出来高の賃金がもらえない問題が構造的にずっとあります。これを是正をすることが絶対に必要ですが、なかなか行政が介入して、半ば強制的な形で進めていくことはできず、協議会止まりです。それをもう少し進めていくためには、自治体独自に公正取引委員会のGメンのような形で、情報を収集しながら、「それが不当である」「買い叩きである」ということを公正取引法上認定できれば是正勧告ができるのです。そういうことをやっていくことが、とりわけ必要な地域ではないか思います。

**コーディネータ** 京都市はこの間、業務委託がどんどんされ、価格そのものもコンサルに投げける。市自体で企画を立てるのではなく、コンサルに企画を出してもらい、事業そのものも他の業者に出すというところにまで至っています。この業務委託を京都市はどう変えていくのが本来あるべき姿、また、将来のめざす方向としていいのか、岡田さんをお願いします。

**岡田先生** 先ほど私がお話をしたことも、実は11月に徳島文理大学で同志社出身の齋藤先生がゼミをやっておられて、下請け関係の是正に関わって、シンポジウムを学生ゼミが主催したのです。

そこに公正取引委員会四国事務所の課長さんがやってきました。そこでいろいろと最近の価格転嫁の動向や、今、中村さんがお話しされたような、情報をめぐる業務を新たに監視対象にしたということです。つまりコンサル的な形で情報処理をする。あるいは 皆さん方もそういう企業と契約をして、例えば、文字起こしの依頼やプログラムをつくるなどをやっているかもしれません。そういうことに関して、従来の建物をつくる、物を運ぶということだけではなく、情報を処理することに関わって下請け関係とかで不正があるのではないかと、ということで監視対象化します。

おそらく京都の場合、大学、研究所が多いですから、行政も当然関わっています。そういう事業の中で、問題があればそれに対応していくことも必要です。公契約条例に関わって言えば、京都市が取引している事業所、親元企業が自分たちでやることはまずないと思います。コンサルが次の孫請けに回していくということもありえます。そこを監視していくことを公契約条例でやりながら、もう一方では公正取引委員会と協力をしながら、しっかりとチェックしていくことが必要ではないかと思います。

**コーディネータ** ありがとうございます。私たち当面、京都市長選挙に勝つことが一番重要なんです、少し将来的なことも含めて、私たちがまともな賃金をもらえる、生活できるようにしていくために、私たちが今、どんなことをやっていくべきなのか、最後にお2人から提言いただいで締めたいと思います。中澤さんお願いします。

**中澤先生** さきほど中村先生が韓国の事例を挙げていましたが、韓国が最低賃金を上げたのは、最低賃金連帯という市民全体で最低賃金を上げる運動が広がる中で、選挙の前でしたが、どの候補者が政権取ったとしても、最低賃金は上がるという状況まで持っていったわけです。先ほど岡田先生も言われましたが、やはり運動がないと変わっていかないと思う。政治家だけの力ではやっぱり限界があると思うので、市民が「ここは問題があるから変えてほしい」と声を上げて、制度は変わっていくものだと思います。

われわれがどういう制度がいいのか、どういう最低賃金がいいのか、どういう公契約条例がいいのかということ、きちんと表明しないと政治家は動きません。

逆に政治家を動かすことができれば、いろいろな制度が変わっていくと思います。そこは政治家任せではなく、自分たちが声を上げて「変えてくれ」という意思を表明することが、韓国の事例から学ぶことです。韓国の最低賃金がなぜあんなに上がったのかと言えば、背景にあったのは運動があったからです。

今日のように私たちもみなさんと一緒に学習して、どういう制度がいいのかということ、繰り返し声に出していくこと、世論で動かしていくことが大事なことだと考えています。

**岡田先生** 現局面では、ある意味非常におもしろい時期に京都市長選挙は行われるのではないかと思います。というのは、麻生内閣と変わらないぐらいで、岸田内閣の支持率が10%台に落ちてくると。片方でパーティー券問題だけではなく、万博のお金のムダづかい状況が明らかになってきている。インフラを含めて京都と深い関係があり、場合によっては京都に負担が入ってくる可能性もあります。

そういう中で税金とか、あるいは私たちの限られた賃金をどう使うかをめぐって、ものすごい関心が高まってきている局面ではないかと思います。そういうときに、生活がとても苦しい状況がある。

今日もアンケート結果が紹介されましたが、ほぼ共通していましたよね。食費から始まり、エネルギー関係、そして住居費の負担感が強いというのが一つの特徴点だと思います。京都の場合、住宅価格が、あるいは家賃が上がってきているということが、これまでのインバウンド観光最優先政策のひとつの結果ではないかと思います。

そして全国共通の税と社会保険料負担。社会保険には国民健康保険も当然入ってきます。こういう負担を多くの人たちが感じている。そして、企業サイドも、大嶋さんが強調されたように経営ができないということで、個々の会社が例えば廃業や倒産をすれば、これまで買い物していたところがなくなり、サービスを提供してくれていた介護事業所がなくなってしまう。あるいは保育園もなくなっていかもしれない。これでは市民生活がやっていけません。

人口が京都の場合、減っているから高さ規制を緩和して、タワーマンションを建てればいいという安易な思いつきでは、絶対に京都の中の人口は増えません。一番大事なことは子どもをもった世帯も、お年寄りの世帯も、そこで住めるということです。そういうものは総合的なものです。経済と福祉はつながっているし、つなぐのが京都市、京都府という自治体です。それは私たち主権者がつくりあげる、選択できるものです。

こういうことをしっかりとまわりの人に伝えてもらいたいと思います。最低賃金と中小企業支援は多くの経営者が、先ほどの日本商工会議所など調査結果（にもあるように）3分の2の経営者、8割方の経営者は賛同できます。そういう形でも取り組みが必要じゃないかと思うんですね。

結論的には中澤さんと同じで、社会的な運動を、これまでと違う広がりを持って展開していくことが必要になってきたのではないかと思います。

**コーディネータ** もう少し議論を積み重ねたいのですが、会場の関係もありますので、シンポジウムは終了させていただきます。ありがとうございました。



シンポジウム 「暮らせる賃金と生業を自治体がつくる」(2023年12月20日)

2024年3月  
日本共産党 京都府議会議員団

WEB ● <http://www.jcp-kyotofukai.gr.jp/> E-mail ● [giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp](mailto:giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp)

発行／日本共産党府議会議員団 TEL075-414-5566